| 控除の種類 | 控除の要件等<br>（令和3年12月31日の現況） | 控除額<br>（控除額の計算方法） |
|---|---|---|

**㉑ 配偶者控除**

あなたと生計を一にする配偶者の令和3年中の合計所得金額が48万円以下の場合に該当します。（※給与収入〔パート、アルバイト等〕のみの場合は給与収入が103万円以下）
（注）他の者の扶養親族・事業専従者の場合を除きます。
（注）民法の規定による配偶者である人に限ります。（内縁関係の人は該当しません。）

| 納税者本人の合計所得金額 | 900万円以下 | 900万円超<br>950万円以下 | 950万円超<br>1,000万円以下 |
|---|---|---|---|
| 区　分 | 控　除　額 | | |
| 一般（70歳未満） | 33万円 | 22万円 | 11万円 |
| 老人（70歳以上） | 38万円 | 26万円 | 13万円 |

※老人（70歳以上）は、昭和27年1月1日以前生まれの人
※一般（70歳未満）は、上記以外の人

**㉒ 配偶者特別控除**

あなたと生計を一にする配偶者で、控除対象配偶者に該当しない場合、その所得金額に応じて計算した配偶者特別控除額を控除することができます。ただし、あなたの令和3年中の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、控除できません。
（注）他の者の事業専従者の場合を除きます。

| 納税者本人の合計所得金額 | 900万円以下 | 900万円超<br>950万円以下 | 950万円超<br>1,000万円以下 |
|---|---|---|---|
| 所得金額 | 控　除　額 | | |
| 48万超95万以下 | 33万円 | 22万円 | 11万円 |
| 95万超100万以下 | 33万円 | 22万円 | 11万円 |
| 100万超105万以下 | 31万円 | 21万円 | 11万円 |
| 105万超110万以下 | 26万円 | 18万円 | 9万円 |
| 110万超115万以下 | 21万円 | 14万円 | 7万円 |
| 115万超120万以下 | 16万円 | 11万円 | 6万円 |
| 120万超125万以下 | 11万円 | 8万円 | 4万円 |
| 125万超130万以下 | 6万円 | 4万円 | 2万円 |
| 130万超133万以下 | 3万円 | 2万円 | 1万円 |

**㉓ 扶養控除**

**16歳未満の扶養親族（控除対象外）**

あなたと生計を一にする配偶者以外の親族のうち、令和3年中の合計所得金額が48万円以下の場合に該当します。**（親族とは6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。）**
（注）他の者の扶養親族・事業専従者の場合を除きます。

| 区分 | 控除額 | 該当者 |
|---|---|---|
| 一般 | 33万円 | 16歳以上で下記以外の人<br>（平成18年1月1日以前生まれの人で下記以外の人） |
| 特定扶養 | 45万円 | 19歳～22歳の人<br>（平成11年1月2日～平成15年1月1日以前生まれの人） |
| 老人扶養 | 38万円 | 70歳以上の人<br>（昭和27年1月1日以前生まれの人） |
| 同居老親等 | 45万円 | 老人扶養のうち、あなた又はあなたの配偶者の（祖）父母等で同居している人 |

**㉔ 基礎控除**

合計所得金額に応じて控除額が変わります。

| 合計所得金額 | 控除額 |
|---|---|
| 2,400万以下 | 430,000円 |
| 2,400万超2,450万以下 | 290,000円 |
| 2,450万超2,500万以下 | 150,000円 |
| 2,500万超 | 0円 |

※控除を適用する配偶者及び扶養親族の個人番号（マイナンバー）を記入してください。

## 税額から差し引かれる控除

以下に該当する人は、記入してください。

### ● 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受ける人

「上場株式等の配当」や「特定口座で取引された上場株式等の譲渡所得（源泉徴収することを選択したもの）」には、あらかじめ5％の住民税（配当割額、株式等譲渡所得割額）が源泉徴収されています。

申告した場合は、その所得を総所得金額に含めて住民税を算定し、すでに徴収されている配当割額と株式等譲渡所得割額を控除し、控除しきれない分は還付されます。

（注）ただし、申告した場合は、住民税の非課税基準の所得、配偶者控除・扶養控除の所得基準、国民健康保険税（料）、介護保険料等の算定の所得に入ります。また、所得税と異なる課税方式を選択することが可能です。

**（支払通知書や特定口座年間取引報告書を添付してください。）**

（例）上場株式等の配当に係る住民税の源泉徴収税額が1,200円の場合。

**〈記載例〉**

13　配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。

| | |
|---|---|
| 配当割額控除額 | 1,200 円 |
| 株式等譲渡所得割額控除額 | |

### ● 令和3年中に下記の寄附金を支出した人

① 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金。
② 住所地の共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金。
③ 所得税法等に規定される寄附金控除のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として木津川市税条例第34条の7に基づき、市長が指定した法人又は団体に対する寄附金。

**（支出した寄附金の領収書や受領書を添付してください。）**

（例）ふるさと寄附金として20,000円、府及び市が指定する団体へ60,000円支出した場合。

**〈記載例〉**

14　寄附金に関する事項

| | | |
|---|---|---|
| 都道府県<br>市町村分 | | 20,000 円 |
| 京都府共同募金会<br>日赤京都支部 | | |
| 条例指定分 | 府 | 60,000 |
| | 市 | 60,000 |

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。

### ● 住宅借入金等特別控除を受ける人

所得税から控除しきれなかった住宅借入金等特別控除額について、市民税・府民税からも控除できます。

| 居住した年 | | 手続き |
|---|---|---|
| 平成24年から令和3年12月 | 住宅借入金等特別控除をはじめて受ける人 | 税務署での確定申告 |
| | 住宅借入金等特別控除を受けるのが2年目以降の人 | 税務署での確定申告、市での市民税・府民税申告、または勤務先での年末調整 |

給与所得等の源泉徴収票等を参考に記入してください。
※居住開始年月日及び控除可能額は、源泉徴収票の住宅借入金等特別控除の額の内訳欄に記載してあります。

**〈記載例〉**

18　住宅借入金等特別控除に関する事項

| | |
|---|---|
| 居住開始年月日 | (平)・令 30年 3月 9日 |
| 住宅借入金等特別控除可能額 | 300,000 円 |